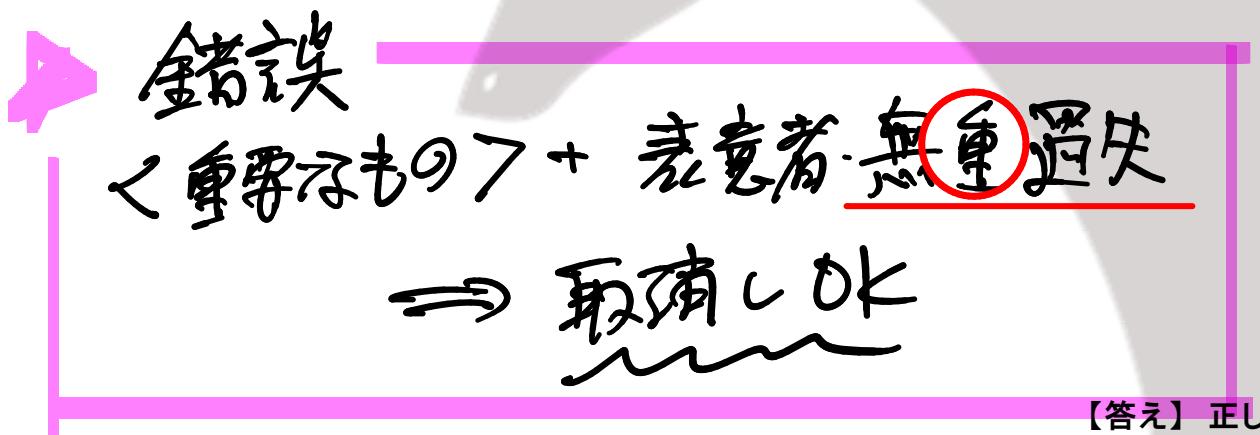


## 錯誤 宅建 H21-01-1 《#533》

【問】正誤をつけよ。

民法第95条第1項は、「意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。」と定めている。意思表示をなすに当たり、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、原則として意思表示の取消しをすることができない。



【答え】正しい

### 《ポイント》 錯誤 【宅建★基本必須】

- 1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。
  - 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤（表示行為の錯誤）
  - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）
- 3 **錯誤が表意者の重大な過失によるもの**であった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。
  - 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。
  - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。（**共通錯誤**）（民法95条）